（家族療養費）

第百五条　第九十九条、第九十九条の三及び第百一条の規定は、被扶養者が保険医療機関等から療養を受ける場合について準用する。この場合において、第九十九条第一項中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、「組合員で」とあるのは「被扶養者で」と、同条第二項中「法第五十五条第二項第二号又は第三号」とあるのは「法第五十七条第二項第一号ハ又はニ」と、「組合員が」とあるのは「被扶養者が」と、「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、「組合員で」とあるのは「被扶養者で」と読み替えるものとする。

2　［略］

（家族訪問看護療養費）

第百五条の二　第百二条の二及び第百四条の規定は、家族訪問看護療養費について準用する。この場合において、第百二条の二第一項中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、同条第二項中「法第五十五条第二項第二号又は第三号」とあるのは「法第五十七条第二項第一号ハ又はニ」と、「組合員が」とあるのは「被扶養者が」と、「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、「組合員で」とあるのは「被扶養者で」と、第百四条第一項中「法第五十九条第一項」とあるのは「法第五十九条第一項又は第二項」と、「資格を喪失した後」とあるのは「退職又は死亡後」と、同条第三項中「資格を喪失した後」とあるのは「退職又は死亡後」と、同条第四項中「法第五十九条第一項」とあるのは「法第五十九条第一項又は第二項」と、「第百四条第三項」とあるのは「第百五条の二において読み替えて準用する第百四条第三項」と読み替えるものとする。

（月間の高額療養費の決定の請求）

第百五条の四　［略］

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

（家族療養費）

第百五条　第九十九条、第九十九条の三及び第百一条の規定は、被扶養者が法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）から療養を受ける場合について準用する。この場合において、第九十九条及び第百一条中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、「法第五十五条第二項第二号又は第三号」とあるのは「法第五十七条第二項第一号ハ又はニ」と読み替えるものとする。

2　［同上］

（家族訪問看護療養費）

第百五条の二　第百二条の二及び第百四条の規定は、家族訪問看護療養費について準用する。この場合において、第百二条の二第一項中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、「法第五十五条第二項第二号又は第三号」とあるのは「法第五十七条第二項第一号ハ又はニ」と、同条第二項中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、第百四条第一項中「法第五十九条第一項」とあるのは「法第五十九条第一項又は第二項」と、「資格を喪失した後」とあるのは「退職又は死亡後」と、同条第三項中「資格を喪失した後」とあるのは「退職又は死亡後」と、同条第四項中「法第五十九条第一項」とあるのは「法第五十九条第一項又は第二項」と、「第百四条第三項」とあるのは「第百五条の二において読み替えて準用する第百四条第三項」と読み替えるものとする。

（月間の高額療養費の決定の請求）

第百五条の四　［同上］

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の記号及び番号又は個人番号

［二～五　略］

（年間の高額療養費の決定の請求等）

第百五条の四の二　［略］

一　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～六　略］

［2～5　略］

（年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百五条の四の三　［略］

一　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～六　略］

2　［略］

3　［略］

一　組合員証の組合員等記号・番号

［二～六　略］

［4・5　略］

（特定疾病給付対象療養の認定）

第百五条の五の二　［略］

一　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～四　略］

［2～6　略］

7　認定を受けた者（令第十一条の三の五第三項第一号から第四号までに掲げる者及び第百五条の七の二第一項の組合の認定又は第百五条の九第一項の申請書の提出に基づく組合の認定を受けている者を除く。）が特定疾病給付対象療養を受けた場合において、同一の月に同一の保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養（食事療養及び生活療養並びに令第十一条の三の三第一項第一号に規定する組合員又はその被扶養者が同条第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。第百五条の七の二第五項及び第百五条の九第五項において同じ。）を受けたときの令第十一条の三の六第一項又は第三項から第五項までの規定の適用については、当該認定を受けた者は、第百五条の七の二第一項の組合の認定又は第百五条の九第一項の申請書の提出に基づく組合の認定を受けているものとみなす。

［二～五　同上］

（年間の高額療養費の決定の請求等）

第百五条の四の二　［同上］

一　組合員証の記号及び番号又は個人番号

［二～六　同上］

［2～5　同上］

（年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百五条の四の三　［同上］

一　組合員証の記号及び番号又は個人番号

［二～六　同上］

2　［同上］

3　［同上］

一　組合員証の記号及び番号

［二～六　同上］

［4・5　同上］

（特定疾病給付対象療養の認定）

第百五条の五の二　［同上］

一　組合員証の記号及び番号又は個人番号

［二～四　同上］

［2～6　同上］

7　認定を受けた者（令第十一条の三の五第三項第一号から第四号までに掲げる者及び第百五条の七の二第一項又は第百五条の九第一項の申請書の提出に基づく組合の認定を受けている者を除く。）が特定疾病給付対象療養を受けた場合において、同一の月に同一の保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養（食事療養及び生活療養並びに令第十一条の三の三第一項第一号に規定する組合員又はその被扶養者が同条第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。第百五条の七の二第五項及び第百五条の九第五項において同じ。）を受けたときの令第十一条の三の六第一項又は第三項から第五項までの規定の適用については、当該認定を受けた者は、第百五条の七の二第一項又は第百五条の九第一項の申請書の提出に基づく組合の認定を受けているものとみなす。